

秋田県総合政策審議会の部会に関する取扱について

(令和4年4月1日)

秋田県総合政策審議会条例（平成17年秋田県条例第91条）第6条第1項の規定に基づき設置する、新秋田元気創造プラン計画期間内における部会については、総合政策審議会における審議を受けて次のように定める。

第1条 部会として、企画部会、産業・雇用部会、農林水産部会、観光・交流部会、未来創造・地域社会部会、健康・医療・福祉部会、教育・人づくり部会を設置する。

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 企画部会

秋田県の政策推進に係る企画に関する事、各専門部会の所掌事項に関する総合的な調整に関する事及び他の部会に属さない事項に関する事。

(2) 産業・雇用部会

第3期ふるさと秋田元気創造プランの「社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略」の総括に関する事及び新秋田元気創造プランの「産業・雇用戦略」の推進に関する事。

(3) 農林水産部会

第3期ふるさと秋田元気創造プランの「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」の総括に関する事及び新秋田元気創造プランの「農林水産戦略」の推進に関する事。

(4) 観光・交流部会

第3期ふるさと秋田元気創造プランの「秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大戦略」の総括に関する事及び新秋田元気創造プランの「観光・交流戦略」の推進に関する事。

(5) 未来創造・地域社会部会

第3期ふるさと秋田元気創造プランの「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」の総括に関する事及び新秋田元気創造プランの「未来創造・地域社会戦略」の推進に関する事。

(6) 健康・医療・福祉部会

第3期ふるさと秋田元気創造プランの「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」の総括に関する事及び新秋田元気創造プランの「健康・医療・福祉戦略」の推進に関する事。

(7) 教育・人づくり部会

第3期ふるさと秋田元気創造プランの「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」の総括に関する事及び新秋田元気創造プランの「教育・人づくり戦略」の推進に関する事。

第3条 部会に関する所掌事項を取りまとめる事務局は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 企画部会 | 企画振興部総合政策課 |
| (2) 産業・雇用部会 | 産業労働部産業政策課 |
| (3) 農林水産部会 | 農林水産部農林政策課 |
| (4) 観光・交流部会 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| (5) 未来創造・地域社会部会 | あきた未来創造部あきた未来戦略課 |
| (6) 健康・医療・福祉部会 | 健康福祉部福祉政策課 |
| (7) 教育・人づくり部会 | 教育庁総務課 |

第4条 その他必要な事項は、総合政策審議会に諮って決定する。